

総社市告示第94号

総社市特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金交付要綱（平成31年総社市告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月7日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成金の額等) 第4条 助成金の額は、対象機器の購入費及びその設置に直接要する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に<u>1</u>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。 2 略</p>	<p>(助成金の額等) 第4条 助成金の額は、対象機器の購入費及びその設置に直接要する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に<u>100</u>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。 2 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。